

## 北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書の制定について</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 3 月 27 日付け 30 北治第 750 号 北海道森林管理局長より各森林管理署長あて (最終改正) 令和 6 年 4 月 15 日付け 6 北治第 29 号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」について制定をしたのでこれにより実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 通 則 [ 略 ]</p> <p>第 1 条～第 10 条 [ 略 ]</p> <p>第 11 条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領</p> <p>1 総則 (1)～(5) [ 略 ]</p> <p>(6) 費用 [ 略 ]</p> <p>① [ 略 ]</p> <p>② <u>情報共有システムの利用に係る費用は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。</u> ア 地質調査業務については業務管理費 イ 測量業務については間接測量費 ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価</p> <p>③ <u>情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る。）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議すること。</u></p> <p>2～5 [ 略 ]</p> <p>第 12 条 ～ 第 55 条 [ 略 ]</p> <p>(別紙様式第 1 号) 支障木伐倒届 [ 略 ]</p>	<p>北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書の制定について</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 3 月 27 日付け 30 北治第 750 号 北海道森林管理局長より各森林管理署長あて (最終改正) 令和 5 年 2 月 20 日付け 4 北治第 614 号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」について制定をしたのでこれにより実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 通 則 [ 略 ]</p> <p>第 1 条～第 10 条 [ 略 ]</p> <p>第 11 条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領</p> <p>1 総則 (1)～(5) [ 略 ]</p> <p>(6) 費用 [ 略 ]</p> <p>① [ 略 ]</p> <p>② <u>情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る。）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～5 [ 略 ]</p> <p>第 12 条 ～ 第 55 条 [ 略 ]</p> <p>(別紙様式第 1 号) 支障木伐倒届 [ 略 ]</p>